ホット・情報

令和８年10月31日

麻績（おみ）



信濃観月苑 お月見イベント開催
～中秋の名月に想いを馳せ～

人口 2,289人（男 1,126人　女 1,163人） 世帯数 1,010戸（R8.10.1現在）

広　報 No.172　2～14
議会だより No.162　15～24
農業委員会だより No.64　25～27

麻績村公式ホームページ

広報 麻績
No.172

発行　麻　　績　　村
編集　村づくり推進課
〒399-7701
長野県東筑摩郡麻績村麻3837番地
電話0263－67－3001
FAX0263－67－3094

表紙写真
　信濃観月苑でお月見イベント開催

☆食堂交流施設完成……2
☆麻績日記……3
☆決算状況について……4
☆防災コラム……7
☆各課からのお知らせ……8
☆健康と福祉のひろば……10
☆関係機関からのお知らせ……11

食堂交流施設使用者を選定

A・コープおみ店の前にある空き店舗を村で購入し、飲食及び交流ができる場を提供することにより、村の産業振興と地域の賑わいの創出を図ることを目的として施設の改修を行いました。

営業を希望される使用者の募集を行ったところ複数の方から応募いただき、10月に選定を行いました。

立地条件の良さと快適な空間を活かし、世代、地域問わず、多くの村民の方に利用していただけるよう準備を進めています。生まれ変わった施設をぜひご利用ください。



▲麻績村食堂交流施設

麻績村食堂交流施設 完成

令和7年度より進めてきました麻績村食堂交流施設の改修工事が令和8年9月に完了しました。

土地建物の購入費は930万円。建物の改修費が4，752万円。敷地面積は約800㎡。建物の延べ床面積は約106㎡の木造平屋建てとなります。



▲食堂交流施設 ホール

建物には、耐震補強工事がされ、厨房スペースの他にカウンターのあるホールと板の間の造りとなっています。また、施設使用者の方がすぐに使用できるように厨房設備も整備されています。



▲厨房設備

施設使用者は、契約で5年間施設を使用することができ、状況に応じて使用期間の更新を行うことができます。使用料は月額5万円で、飲食業等の営業ができる施設となっています。



▲食堂交流施設 小上がり

麻績日記

第37回サマーナイトフェスティバル

第37回サマーナイトフェスティバルが、8月1日、役場駐車場特設会場で開催されました。

今年も、村内各団体による飲食・体験型ブースに加え、ステージでは筑北中学校吹奏楽部・麻績小学校金管バンド・菊池千夏さん・STELLAによるダンスパフォーマンス・麻績小学校2年生の出演・麻績小学校ダンスクラブ・筑中ソーランが披露され、大いに盛り上がりました。



▲麻績小学校2年生のパフォーマンス

同時開催の麻績村消防団・ミニ防災フェアでは、カジダーとおみぽんが登場し、屈折はしご車の展示、放水体験などが行われました。

夕方からは、「HiBiKi」さんのモノマネショー「K2Y2」さんのけん玉パフォーマンスが行われ、大盛況の中、花火とともに締めくくられました。

大規模地震災害に備えて防災訓練実施

令和8年度村防災訓練を8月30日、自主防災組織が主体となり村内各地の指定避難所である公民館で行いました。

昨年度に引き続き、大規模地震災害を想定し、一次避難所開設訓練、通報訓練を実施し、村内全域に「一次避難所への避難指示」を発令し、緊急放送による避難訓練を実施しました。

避難訓練終了後は、発電機や気化式冷風機など資機材の稼働確認やAED取り扱い訓練等といった各地区で必要とされる独自訓練が行われました。



▲いざという時に備えて

事前打合せから開催までご協力いただいた自主防災組織の役員の皆さんに感謝いたします。

公共施設合同の避難訓練開催

役場や保育園、小学校等の公共施設合同で、消防法の消防計画に基づく避難訓練を9月1日に行いました。

各施設から避難が完了した後で、麻績消防署の方々を講師に、消火器による初期消火訓練を行い、避難、消防署への通報、初期消火という一連の緊急時への対応を学びました。

信濃観月苑お月見イベント開催

信濃観月苑では、「中秋の名月」の9月25日にお月見イベントを開催しました。

「Let'sお月見」と題したイベントは午後4時から始まり、ライアーやハンドパン、ギターなどの演奏のほか、鈴虫の音に耳を澄ましつつ、団子と抹茶を楽しみながら月が出るまでの時間を過ごしました。



▲雲の切れ間から見える月

第28回月の里収穫祭

月の里収穫祭が10月11日シェーンガルテンおみ特設会場で開催されました。

村内の団体による大テント村では、そばや石焼き芋、地元の野菜や果物等、順番待ちの長い列ができるなど、大変な賑わいをみせていました。

来場者参加型の万年豊作ゲーム大会では、新ゲームさつまいも目方でドン！が行われ、数グラムの僅差が盛り上がりを見せました。その他にも農業にちなんだゲームに多くの参加申し込みがあり、熱い戦いを繰り広げていました。

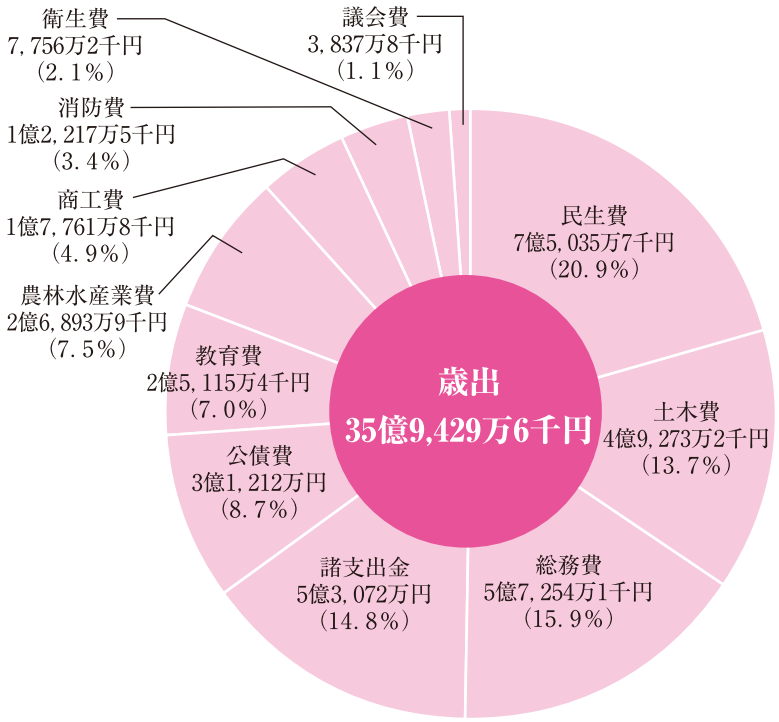


▲さつまいも目方でドン！

ステージでは、アンパンマンショーや、2年ぶりに十味さん、奥ゆいさん、初登場のメンバー由良ゆらさん、月なぎささんによるライブが行われ、会場全体を盛り上げてくれました。

最後には、豪華景品が当たる大抽選会が行われ、今回は村制70周年記念賞も用意され、以前にも増して活気のあるイベントとなりました。

決算状況（事業紹介）



一般会計
（単位：千円）

歳　入……37億1,328万5千円
（前年比　9.4%増）
歳　出……35億9,429万6千円
（前年比 12.9%減）
翌年度へ繰り越すべき財源
3,163万3千円
（前年比 71.2%減）
実質収支……8,735万6千円
（前年比 13.5%減）

令和７年度決算がまとまり、９月の定例議会で７会計の決算が認定されました。
令和７年度は、一般会計においては歳入、歳出ともに前年度を上回りました。また、黒字（赤字）を示す実質収支額は8,735万６千円余りの黒字となりました。
今後も歳出の見直しなどに取り組み、引き続き財政の健全化に努めてまいります。



〔松本山雅ホームタウン事業〕
（地域交流センター）
３月29日に行われた松本山雅FCアウェー戦のパブリックビューイングを開催し、約200名を動員しました。



〔集合住宅整備事業〕
（明治町地区）
良好な居住環境を整え、人口増加を図ることを目的に、聖高原駅近くに新たに１棟集合住宅を整備しました。

【歳出用語解説】

議会費：議会活動に使われたお金
総務費：人事・企画・財政・交通安全などの事業に使われたお金
民生費：高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉の充実などに使われたお金
衛生費：病気予防のための各種検診や、ごみ処理などに使われたお金
農林水産業費：農林業の振興などに使われたお金
商工費：商工業や観光の振興などに使われたお金
土木費：道路、河川、住宅建設の整備などに使われたお金
消防費：災害や救急業務、消防団の運営業務などに使われたお金
教育費：学校、社会教育、歴史保存の充実などに使われたお金
公債費：事業を行うために借りたお金の返済に使われたお金
諸支出金：各種基金の積み立てなどに使われたお金
災害復旧費：自然災害によって被害を受けた施設等を直すために使われたお金

令和７年度

【歳入用語解説】

村　　税：村民税、固定資産税、市町村たばこ税、軽自動車税などのお金

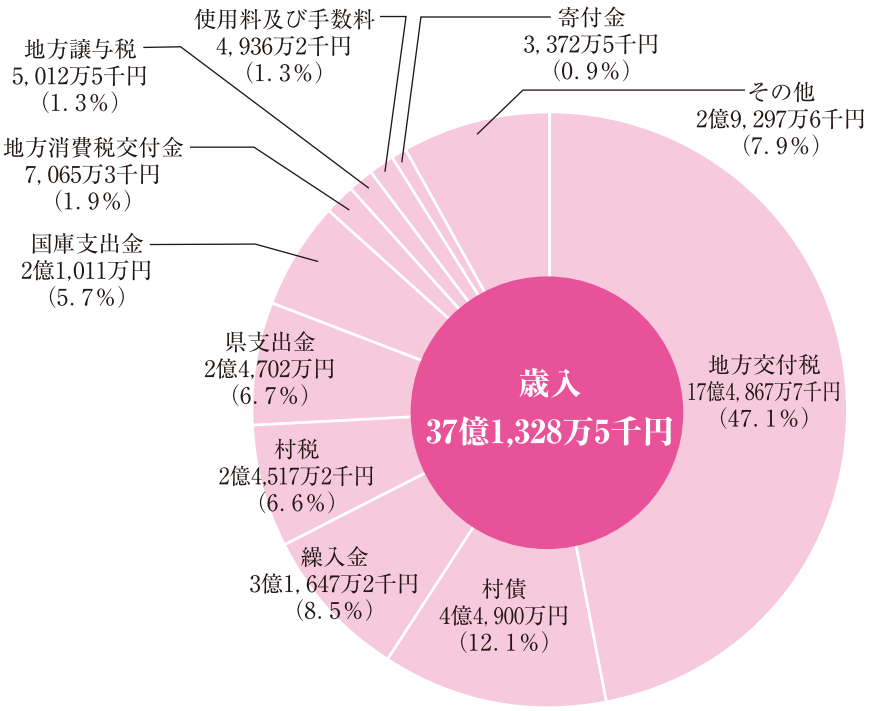
地方交付税：村の財政力に応じて国から交付されるお金

国庫(県)支出金：事業に対して国(県)から交付されるお金

繰 入 金：基金などの積立金を取り崩し、その使途に応じて繰り入れるお金

寄 付 金：「ふるさと納税」など、村へ寄付されたお金

村　　債：村の自主財源だけでは実施が困難な事業をする時に借りるお金





〔福祉施設建設事業〕

福祉企業センターと山ぼうし作業場の機能をもつ「福祉施設」が９月９日に完成し、稼働を開始しました。



〔麻績村農産物直売所 オープン〕

麻績村農産物直売組合が運営する麻績村農産物直売所（おみの恵み）が９月13日に営業を開始しました。

●特別会計決算の状況

単位：千円

会計名	歳入	歳出	差引額
国民健康保険	342,520	301,789	40,731
聖高原別荘地地上権分譲事業	521	0	521
介護保険	566,140	495,337	70,803
後期高齢者医療	53,781	52,666	1,115

●公営企業会計の状況

単位：千円

［簡易水道事業］	収入	支出
収益的収入及び支出	151,145	167,380
資本的収入及び支出	324,493	355,721
［下水道事業］	収入	支出
収益的収入及び支出	187,382	186,611
資本的収入及び支出	42,857	82,113

●基金残高の状況（令和７年度末）

単位：千円

財政調整基金	1,003,800	教育施設整備事業基金	235,000
減債基金	427,100	観光事業振興基金	261,700
水道事業基金	160,100	情報通信施設整備基金	204,500
下水道施設整備基金	152,900	森林環境譲与税基金	5,882
村営バス事業基金	12,600	土地開発基金	145,859
地域振興基金	53,700	高等学校生徒奨学金基金	2,219
福祉基金	185,200	国民健康保険支払準備基金	100,004
農業構造改善事業基金	223,820	介護保険支払準備基金	104,095
環境衛生事業基金	145,900	合計	3,424,379

麻績村の財政状況について　～健全な財政状況を維持～

①麻績村の財政は黒字？

地方財政の黒字または赤字は、**「実質収支」**という指標によって示されます。

令和７年度決算の**「実質収支」は8,735万6千円**であり、**麻績村の財政は黒字**ということになります。

実質収支（8,735万6千円）＝歳入総額（37億1,328万5千円）－歳出総額（35億9,429万6千円）

－翌年度に繰越すべき財源（3,163万3千円）

②借金はどれくらい？

家庭における借金は、地方財政では「地方債」が該当します。

道路など公共施設の整備には多額のお金が必要となります。これをその年の収入だけで賄おうとすると他の施策ができなくなるため、地方債を活用して年度間の負担調整を図っています。

また、公共施設などは将来の世代も利用するものであるため、地方債には世代間の負担を公平にする役割もあります。

麻績村では、令和７年度末の地方債残高は34億7,532万円となっています。ただし、この地方債は大部分が過疎債などの有利な起債のため、実質的な返済額は約４分の１程度です。ちなみに、貯金にあたる基金は総額34億2,437万9千円となっています。

③借金返済の負担状況はどうなの？

家庭において、家や車のローンなどの借金返済額が、収入に占める割合として大きくなればなるほど家計は苦しくなります。

地方財政では、**「実質公債費比率」**という指標によって、収入に対する借金返済額の割合が示されます。借金返済の負担が多すぎないかをチェックする指標です。25％を超えると要注意状態、35％を超えると自主的に財政を立て直せない状態にあることとなります。

令和７年度決算の**「実質公債費比率」は6.3％**で、**基準値を超えることはありませんでした。**

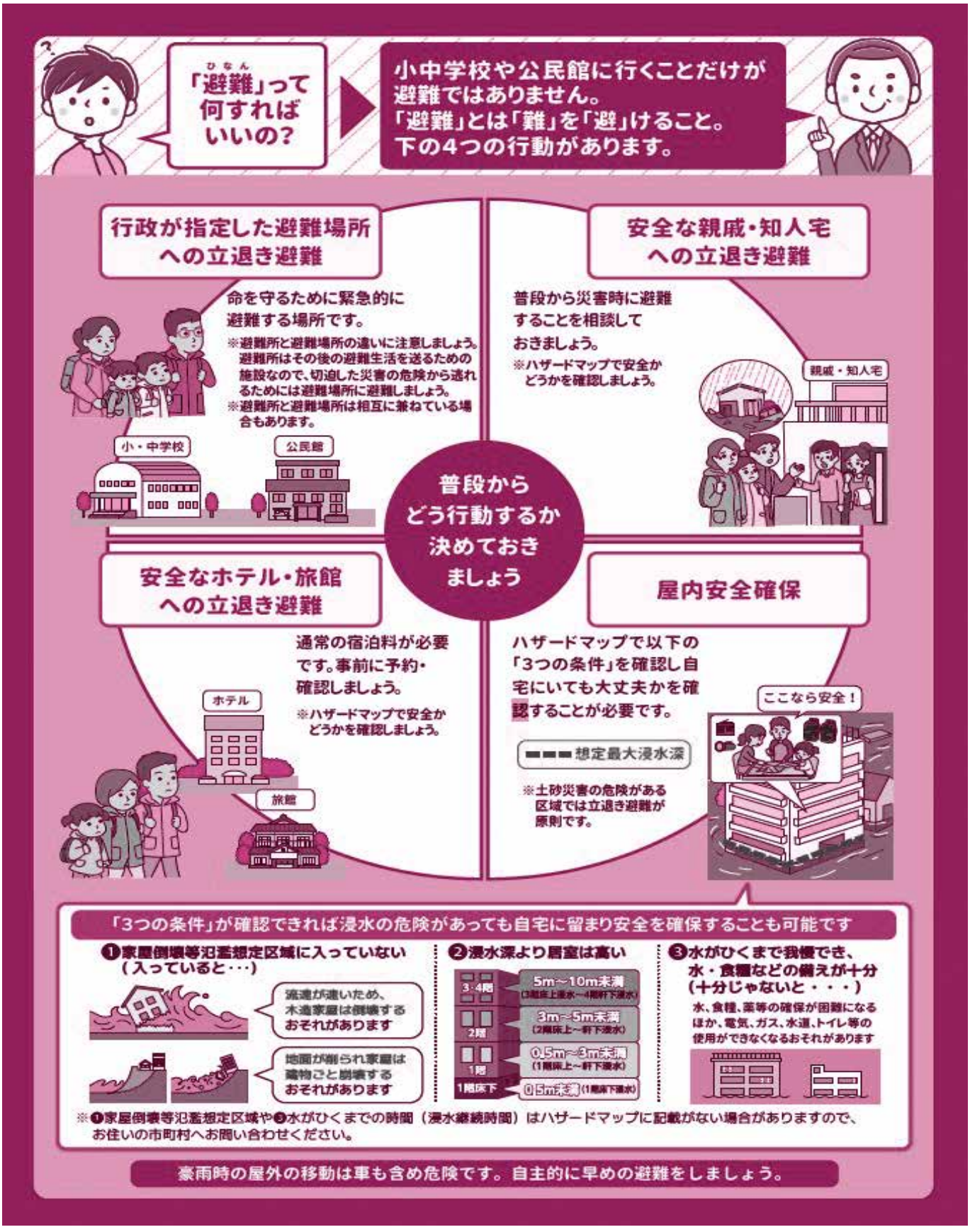
●令和7年度決算に基づく麻績村の健全化判断比率

健全化判断比率		麻績村の数値	早期健全化基準（イエローカード）	財政再生基準（レッドカード）
実質赤字比率	村の会計における実質的な収支が黒字か赤字かを判断するための指標です。	赤字はありません	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	村の全会計の合計の実質的な収支が黒字か赤字かを判断するための指標です。	赤字はありません	20.0%	30.0%
実質公債費比率	村の通常的な収入に対して、一般会計などが負担する公債費及びこれに準ずる経費の大きさを示す指標です。	6.3%	25.0%	35.0%
将来負担比率	村の通常的な収入に対して、将来負担しなければならない借金などの大きさを示す指標です。	数値は算出されません（※現在村の抱える将来的な負担は、基金や交付税などの充当可能財源で全てまかなうことが出来ます。）	350.0%	
資金不足比率	村の公営企業会計における事業規模に対する資金の不足額の割合を示す指標です。	資金不足はありません	経営健全化基準 20.0%	

第38回　防災コラム

「豪雨災害に備えて～避難先を確認しましょう～」





出典：内閣府防災情報のページ
（http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/img/poster2.jpg）

各課からのお知らせ

教育委員に髙野羊子さん再任

任期満了に伴い、9月定例議会において、教育委員の髙野羊子さん(高)が再任されました。

任期は令和8年10月1日から4年間です。

麻績村固定資産評価審査委員に髙野兼雄さん再任

村ではこのたび、村議会の同意を受け、髙野兼雄さん(高)を固定資産評価審査委員に選任しました。任期は令和8年10月1日から3年間です。

家族介護用品に係る助成金について

麻績村では、家族介護支援特別事業として、一定の条件のもと介護用品の購入費用の一部を助成しています。要件に該当し、支給を希望される方は、役場住民課へお問い合わせください。



◇**対象者**

要介護4・5の在宅高齢者を介護している非課税世帯のご家族

◇**対象の介護用品**

紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー　等の消耗品

※申請には購入金額の分かる領収書等が必要です。

◇**支給限度額**

5万円(年間)

◇**お問い合わせ先**

役場住民課

☎0263(67)4854

野ネズミ一斉駆除の実施について

農地等に生息し、農作物等に危害を加える「野ネズミ」の一斉駆除を、**12月6日(日)**に実施します。

11月の農家組合回覧で、必要数量の注文調査を行います。

また、薬剤は、麻績村役場での受け渡しとなります。昨年度までとは異なりますので、ご注意ください。

◇**お問い合わせ先**

役場振興課

☎0263(67)4853



村道へはみ出した樹木や垣根の剪定・管理をお願いします

村内の道路沿いにある宅地や畑等から、樹木の枝や垣根が道路へはみ出している箇所が見受けられます。これらは、歩行者や車両の安全な通行を妨げるだけでなく、見通しを悪くして交通事故の原因にもつながります。

道路法および民法により、道路にはみ出した樹木の枝などは、原則としてその土地の所有者(管理者)が剪定・伐採する責任があります。

もし、はみ出した樹木が原因で交通事故や歩行者のケガなどが発生した場合、土地の所有者が責任を問われることもあります。

ご自身の土地の樹木が道路側にはみ出していないか、今一度ご確認いただき、早めのお手入れをお願いいたします。

◇**お問い合わせ先**

役場振興課

☎0263(67)4853

おみぽん商品券使用期限は12月31日まで

物価高騰及び燃料価格高騰の生活支援として配布しました、麻績村地域支えあい生活支援商品券(通称「おみぽん商品券」)の**使用期限は令和8年12月31日**までです。お早めにご使用ください。



◇**お問い合わせ先**

役場村づくり推進課

☎0263(67)4851

ホット・情報麻績がスマートフォンでもご覧いただけます

村では「マチイロ(無料のアプリケーションソフト)」による「ホット・情報麻績」の配信を行っています。

今まで忙しくて広報紙を読めなかった方や村外の方も、スマートフォンやタブレット端末で、いつでも簡単に広報紙を読むことができます。

スマートフォンなどで「マチイロ」のホームページまたは左のQRコードからアクセスしアプリをダウンロードしてください。

マチイロ
マチを好きになるアプリ

犯罪被害者支援月間について



犯罪被害に遭った人は、犯罪そのものによる被害だけでなく、その後も様々な困難に直面しています。国では毎年11月１日から12月１日を「犯罪被害者支援月間」として、犯罪被害者支援の現状やその必要性を広報しています。被害者やそのご家族が平穏な日常を取り戻すためには、地域社会の温かい理解と支えが必要です。

警察庁ＨＰ　https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/

長野県犯罪被害者支援総合窓口ＨＰ

https://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/hanzaihigaisoudanmadogchi.html

ＮＰＯ法人長野犯罪被害者支援センターＨＰ　http://nagano-vs.net

◇**お問い合わせ先**　役場住民課　☎0263(67)4854

毎年９月・10月は行政相談月間です



「行政相談」は国や地方公共団体の仕事やサービスに関する意見や要望、苦情を受け付け解決をサポートする仕組みで、麻績村では不定期で相談所等を開設しております。

毎年９月・10月は、この事業をより知っていただき、利用していただけるよう、「行政相談月間」として重点的にさまざまな広報活動に取り組みます。

麻績村でも月間期間を中心に「特設行政相談所」の開設や、広報活動を行う予定です。

相談所開設の詳細な内容は開催日時が決定しだい広報いたします。

◇**お問い合わせ先**　役場総務課　☎0263(67)4850

令和８年度地区懇談会



今年度の地区懇談会は、５月から９月にかけて全23地区で開催し、延べ373人の皆様にご参加いただきました。

懇談会では、農業用水路や道路の維持管理、耕作放棄地の増加、有害鳥獣対策といった身近な課題のほか、村営バスのデマンド運行の利便性向上など地域交通に関するご要望や、空き家の活用に関する前向きなご提言など、多くの貴重なご意見をいただきました。また、人口減少に伴う各種役員のなり手不足など、各地区が抱える切実な実情もお聞かせいただきました。

さらに、職員の電話対応の不備な点などについてのご指摘もいただきました。これらにつきましては、皆様からのお問い合わせやご相談に対し、基本マナーを徹底して対応してまいります。

皆様からいただいたご意見やご提言、そして温かいご指摘の数々はしっかりと精査し、今後の村政運営や施策に反映できるよう努めてまいります。ご参加いただいた皆様、誠にありがとうございました。

健康と福祉のひろば

インフルエンザ・新型コロナ予防接種費用補助のお知らせ

対象者	①麻績村に住所を有し、接種日の年齢が65歳以上の方 ②麻績村に住所を有し、接種日の年齢が60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する方
接種回数	それぞれ１回
接種費用	インフルエンザ：1,000円 新型コロナ：3,800円
接種期間	インフルエンザ：**令和８年10月１日～令和９年１月31日** 新型コロナ：**令和８年10月１日～令和９年３月31日**
麻績村・筑北村での接種	インフルエンザ：令和８年10月19日(月)～令和９年１月16日(土) （予約　令和８年10月５日(月)～令和８年12月25日(金)） 新型コロナ：令和９年２月１日(月)～令和９年３月31日(水) （予約　令和９年１月18日(月)～令和９年３月19日(金)） **・医療機関へ直接予約してください。** ◇玉井医院　☎0263(67)2231　◇鳥羽医院　☎0263(66)2435 ◇松林医院　☎0263(66)2008 **・予診票は接種を受ける医療機関または保健センターで受け取ってください。**
その他の医療機関での接種	・医療機関へ直接予約してください。 （予約開始日等も各医療機関にお問合せください。） ・予診票を事前に保健センターに取りに来てください。

子どものインフルエンザ予防接種の費用を補助します

村では、今年度も子どものインフルエンザ予防接種の接種費用を補助します。

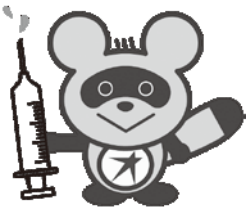
◇補助対象となる接種日

令和８年10月１日から令和９年１月31日まで

※麻績村・筑北村の医療機関では10月19日から接種開始です。

◇対象者

生後６か月から18歳(平成20年度生まれ)までの方



詳しい内容については、各ご家庭に配布されているお知らせをご覧ください。

「健康と福祉のひろば」に関するお問い合わせは　保健センター　☎0263(67)4856 まで

関係機関からのお知らせ

スマートフォンを使った国民年金に関する申請について

マイナポータルからスマートフォンで国民年金手続の電子申請ができます。対象の申請は次の通りです。

【対象となる申請】

①第１号被保険者加入の届出
②保険料免除・納付猶予の申請
③保険料学生納付特例の申請
④付加保険料納付申出（辞退）の申出
⑤付加保険料該当（非該当）の届出
⑥保険料産前産後免除の届出
⑦保険料育児免除の届出
⑧保険料口座振替納付（変更）の申出（※）
⑨保険料口座振替辞退の申出（※）

※⑧⑨の申請にはマイナポータルとねんきんネットの認証連携が必要です。
詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

◇お問い合わせ先

ねんきん加入者ダイヤル　☎0570（003）004
役場住民課　☎0263（67）4854



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

長野県最低賃金　時間額

1,117円

（改正前　時間額1,061円）

効力発生年月日　令和８年10月２日

長野県労働局　https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/

【賃金、最低賃金に関するお問い合わせ先】
最寄りの労働基準監督署　又は、長野労働局労働基準部賃金室
☎026（223）0555

【支援策（助成金）に関するお問い合わせ先】
業務改善助成金　長野労働局雇用環境・均等室　☎026（223）0560
キャリアアップ助成金　長野労働局　職業対策課　☎026（226）0866

松本広域消防局からのお知らせ

「今まで大丈夫だったから」が一番危ない

気象状況に応じた屋外での火の使用に係るルール

・近年の松本地域は、冬から春先にかけての降雪・降雨量が減少傾向にあり、乾燥した状態が長引く状況にあります。これに伴い、松本広域消防局では令和8年1月１日から新たな注意喚起（林野火災注意報）を行っています。

林野火災注意報

松本広域連合火災予防条例第29条の８

＜努力義務＞

火災の危険性が高まっているため、火の使用の制限に従うよう努める（罰則なし）

① 前3日間の雨が1mm以下＋前30日間の雨が30mm以下
② 前3日間の雨が1mm以下＋「乾燥注意報」が発令中

火災警報

消防法第22条

＜強い制限（罰則あり）＞

火災の危険が極めて高く、消防法に基づき火の使用が厳しく制限される

① 実効湿度60%以下・最小湿度40%以下＋最大風速７ｍ／ｓを超える見込みのとき
② 平均風速10m／ｓ以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みのとき

①・②どちらかの条件が発令の判断基準になります。

火の取扱い制限に該当する行為の例











屋外での火の使用の制限に従うよう努めなければならない【努力義務】

屋外での火の取扱いをしないこと【30万円以下の罰金または拘留の可能性】

実効湿度と風の恐怖

実効湿度が60%以下になると、火種が落ちた瞬間に草木が激しく燃え上がることがあります。

さらに、風速７ｍ／ｓ（小枝が激しく揺れる強さ）の風が加わると、火の粉が横へ猛スピードで飛び散り人間の手による初期消火は不可能な速さで山林や周囲の住宅へと延焼拡大することがあります。

よくあるご質問（Q＆A）

Q．地域の伝統行事である「三九郎」は『例外』ですよね？
消防署に届出し、当日は消防団も立ち会うのだから例外ですよね？

A．いいえ、例外ではありません。
「伝統行事だから」「届出したから」「消防団がいるから」火災が発生しないわけではありません。注意報・警報発令時は、危険な気象状況なので実施しないでください。

・届出 ＝「許可」ではありません！

届出は、煙を見た住民からの119番通報により消防車が誤って緊急出動することを防ぐための「事前連絡」に過ぎません。
火をつける行為を消防が許可したわけではありません。

・消防団が許可するわけではありません！

万が一、火が周囲に燃え移ったとき、大火災になることを防ぐ「消火隊」として待機しているものです。

・三九郎は、**予備日（順延日）**を設けましょう！

・長年親しまれてきた地域の伝統行事「三九郎」を次世代へ継承するため「昔の経験」による油断を捨て、正しく行いましょう。

Q．林野火災注意報や火災警報が出ているのに、火の取扱い制限に従わなかったらどうなるの？

A．注意報発令時であっても、屋外で火を取扱い、火災を起こせば多額の損害賠償請求の対象になることが考えられます。

○林野火災注意報のとき

屋外で火を取扱い、火災を引き起こした場合、法律上「重過失（重大な過失）」と認定される可能性があります。重過失の場合、失火法による免責は受けられず、損害賠償責任を負うことがあります。

●火災警報のとき

火災を起こしたかどうかにかかわらず、違反行為（屋外での火の取扱い）自体が「罰則」の適用対象となる可能性があります。

【罰則】３０万円以下の罰金または拘留

Q．林野火災注意報や火災警報は、どうすれば分かりますか？

A .リアルタイムの状況は「松本広域消防局のホームページ」をチェックしてください。

こちらから発令状況をチェック！

松本広域消防局
ホームページ

インターネットを使わない方へ

発令を知るには、
①管轄の消防署所にのぼり旗が掲げられています。
②消防車両による巡回広報で直接地域にお知らせしています。
③お近くの消防署所にお問い合わせください。
④届出をされている方には、消防署・出張所から連絡します。



Q．自分の土地で行う、畔焼き・たき火なら、注意報が出ていても少し燃やすくらいなら大丈夫ですよね？

A. **自分は大丈夫**という油断が、毎年多くの火災を引き起こしています。農業に伴うやむを得ない焼却でも林野火災注意報・火災警報が発令されている時は、

実施しないでください。

また、林野火災注意報が発令されていなくても、

強風注意報 発令時（平均風速13m／ｓ※見込み含む）は、離れた場所に火の粉が飛び、火災となる危険がありますので**実施しないで** ください。

こちらから松本地域の気象状況をチェック！

気象庁
ホームページ

【緊急時は１１９】
お問い合わせ・届出先：松本広域消防局 または お近くの消防署へ
（電話：0263-25-1599　Mail：shobo_yobo@m-kouiki.or.jp）

第四回　障がいがあっても　村にずっと住み続けたい！

～ 人としての尊厳、家族の在り方、そして精神障がいへの理解を考える ～

どうすれば よかったか？



日時　令和8年 11 月 28 日(土)13:00～

上映作品　「どうすればよかったか？」

会場　麻績村地域交流センター
3階ホール　12:30　開場
（長野県東筑摩郡麻績村麻 3837）

参加費　無料

©2024 動画工房ぞうしま

主催
筑北村・麻績村
自発的活動支援
事業 事務局

後援
筑北村・麻績村・
生坂村・筑北三村
地域自立支援協議会

申込・問合せ先
特非）わっこ谷の山福農林舎
（キノネアク相談所内）
電話　0263-66-3036
mail info@ yamafuku.org

事前申し込みにご協力
お願いします

議会だより

No.162

☆９月定例議会……15
☆麻績村で議員大会……16
☆議案等の審議結果……16
☆一般質問……17
☆決算審査の意見書……21
☆活動報告……24

発行　麻績村議会
編集　議会編集委員会
〒399-7701
長野県東筑摩郡麻績村麻3837番地
電話0263－67－3001
FAX0263－67－3094

９月定例議会

９月定例会は、９月２日から９月11日までの10日間の会期で開催された。

９月の定例会は、決算議会でもあり、令和７年度の村の一般会計、特別会計、公営企業会計の決算について、その執行状況を確認し、認定を行うことが大きな議決事項となっている。

本会議第１日目は、麻績村社会福祉協議会の令和７年度経営状況に関する報告と、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率と資金不足比率に関する報告が行われたあと、

・令和７年度決算認定　７件
・令和８年度補正予算　７件
・承認案件　１件
・同意案件　２件

の合計17件が一括上程された。

決算認定案件については、７月に監査委員による決算の審査が行われており、その結果に基づき、飯森代表監査委員より「決算審査意見書」の報告がなされた。

本会議終了後、議会全員協議会を行い、決算を除く、その他上程した議案等の詳細説明を提出者から受けた。

今回の一般会計の補正予算については、総額５億６０４０万円という規模の大きな補正となったが、その主たるものは歳入として地方交付税が２億４５７８万２千円、減債基金繰入金が２億２００万円の補正額である。

９月定例会は前述のとおり決算認定が重要なものであるため、各会計の決算について、各課の担当より詳細説明を受けることとなっており、９月３日、４日に開催された総務経済委員会と社会文教委員会の中で説明を受けた。

前段の監査委員による決算審査において、執行状況に係る審査が行われているため、ここでは決算書に添付されている「効果調書」を中心に、執行した事業がどのような効果があったのか、事業を行ったことで成果はどうであったか、どのような方針で実施されたものであったかなどに主眼をあてた説明がなされた。

本会議２日目の９月８日には、議長を除く７名全員が一般質問を行い、村政の執行状況を確認し、今後の村づくりに向けての方向や計画の総括など報告、説明を求めた。

質問の内容については、麻績村の歴史・文化の活用について、シェーンガルテンおみの魅力向上と宮本温泉の活用について、移住・定住政策、個人経営の宿泊施設の状況、村の防災と危機管理について、聖高原周辺の活性化について、小学校・中学校プール活用状況、水泳授業についてなど多岐にわたるものであった。

本会議３日目の最終日である９月11日は、第１日目に上程した議案について審議・採決等を行い、原案のとおり可決した。

案件は全て全員賛成による可決・認定・同意がなされた。

諸般の報告

○令和７年度社会福祉法人麻績村社会福祉協議会の経営状況に関する書類の報告
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告
○議員派遣結果報告

令和７年度決算認定

○一般会計決算
○国民健康保険特別会計決算
○聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計決算
○介護保険特別会計決算
○後期高齢者医療特別会計決算
○簡易水道事業会計決算
○下水道事業会計決算

専決処分の承認

○令和８年度一般会計補正予算（第２号）

令和８年度補正予算

○一般会計補正（第３号）
○国民健康保険特別会計補正（第１号）
○聖高原別荘地地上権分譲特別会計補正（第１号）
○介護保険特別会計補正（第２号）
○後期高齢者医療特別会計補正（第１号）
○簡易水道事業会計補正（第２号）
○下水道事業会計補正（第１号）

同意案件

○教育委員会委員の任命
　高野　羊子　氏
○固定資産評価審査委員会委員の選任
　高野　兼雄　氏

議員発議

○麻績村選挙管理委員会委員及び同補充員の選任
○上下水道事業の老朽化対策・耐震化と経営基盤強化に向けた

支援を求める意見書の提出
○議会議員の派遣

閉会中の所掌事務調査申出

○議会の運営に関する事項
（議会運営委員会）

選挙管理委員会委員及び補充員を選任

9月定例議会で選挙管理委員会委員及び同補充員が選任された。
なお10月に行われた選挙管理委員会で委員長に城山敏氏が選任された。
委員長　城山　敏氏
職務代理　柳澤　博氏
委　員　柳澤　孝好氏
委　員　川口　康治氏

7月臨時議会

空き店舗活用事業として整備した麻績村食堂交流施設について、地方自治法第244条の2の規定により、施設の設置及び管理に関する条例の制定について、7月21日に臨時議会が開催され可決された。

麻績村で議員大会

第77回東筑摩郡村議会議員大会が8月20日、当村において開催され、前年度大会決議事項の処理状況の報告の後、各村から議案を提出し、全議案採択することに決議された。



趣旨説明する宮下朗議員

当村からは、交通安全対策『国道403号の（下井堀～下田間、本町～明治町間）整備促進』についてを議案として提出し、宮下朗議員が趣旨説明をした。

【議案等の審議結果】

＊案件名称のうち、「麻績村」は省略します。

９月定例会

案件種別	議案番号	名　称	議員名と賛否						
			髙野秀雄	中村まり子	飯森寛志	宮下　朗	山口利江	塚原利彦	刈間利恵
認定	認定1号	令和７年度 一般会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○
認定	認定2号	令和７年度 国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○
認定	認定3号	令和７年度 聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○
認定	認定4号	令和７年度 介護保険特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○
認定	認定5号	令和７年度 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○
認定	認定6号	令和７年度 簡易水道事業会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○
認定	認定7号	令和７年度 下水道事業会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○
承認	承認1号	専決処分の承認を求めることについて（令和８年度麻績村一般会計補正予算（第２号））	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案1号	令和８年度 一般会計補正予算（第３号）	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案2号	令和８年度 国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案3号	令和８年度 聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案4号	令和８年度 介護保険特別会計補正予算（第２号）	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案5号	令和８年度 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案6号	令和８年度 簡易水道事業会計補正予算（第２号）	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案7号	令和８年度 下水道事業会計補正予算（第１号）	○	○	○	○	○	○	○
同意	同意1号	教育委員会委員の任命　【髙野羊子氏：再任】	○	○	○	○	○	○	○
同意	同意2号	固定資産評価審査委員会委員の選任　【髙野兼雄氏：再任】	○	○	○	○	○	○	○
発議	発議1号	麻績村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	○	○	○	○	○	○	○
発議	発議2号	上下水道事業の老朽化・耐震化対策と経営基盤強化に向けた支援を求める意見書の提出について	○	○	○	○	○	○	○
発議	発議3号	議会議員の派遣について	○	○	○	○	○	○	○

一般質問

質問事項

宮下　朗
- ○熊本地震から学ぶ防災対策について
- ○麻績村の歴史・文化の活用について

山口　利江
- ○シェーンガルテンおみの魅力向上と宮本温泉の活用について
- ○村営バスのバス停整備とデマンドバス交通の充実について

塚原　利彦
- ○移住・定住政策について
- ○消費税減税による、行政や免税業者等への影響について
- ○子ども誰でも通園制度の実施後の状況や課題対策は

刈間　利恵
- ○個人経営の宿泊施設について
- ○信濃観月苑の有効活用について
- ○麻績川整備について

髙野　秀雄
- ○村の防災と危機管理について

中村　まり子
- ○聖高原周辺の活性化について
- ○防災に関する対策について

飯森　寛志
- ○小学校・中学校プール活用状況、水泳授業について
- ○部活動の地域展開について
- ○守るべき農地・守り切れない農地（使い切れない農地）について

麻績村の歴史文化を教育・観光に活用する考えは

村の貴重な財産なので積極的に活用したい



宮下　朗議員

問 小中学校の学習や社会教育講座で、村の重要文化財やゆかりの歴史上の人物は活用されているか。

答 小中学校では、総合的な学習の時間（ふるさと学習）において、生徒自らがテーマを設定して追求学習を行っている。社会教育講座『麻績学級』や広域の研修会でも神明宮等を題材として活用されている。

問 ボランティアガイドや伝統行事の継承が困難な中、『おみスクールパートナーズ』などと連携して、伝統芸能の伝承やジュニアガイドの育成をする考えは。

答 ふるさと学習をさらに推進し、児童・生徒の充実した学習活動に結びつけていきたい。

問 歴史的遺産などの情報を観光客へ発信する取組の現状と課題は。

答 ホームページ等で紹介しているが、観光客が満足する内容かといえば難しい。現地での案内看板の整備やガイド育成、宿泊税等の活用を含め、分かりやすい情報発信を研究したい。

問 最近、近隣市町村でも導入の始まった、『周遊アプリ』の導入についての考えは。

答 現在は、松本広域連合の周遊アプリで神明宮などを紹介している。予算面や安全性を考慮する必要があり、現在のところ独自の周遊アプリ導入の予定はない。

問 麻績の学舎（旧麻績小学校北校舎）を映画やドラマなどのロケ地として活用する考えは。

答 当時の建築様式を残す貴重な建物であり、歴史的名所となることを願っている。問い合せがあれば大歓迎なので、誘致に期待したい。

村営バスのバス停整備とデマンドバス交通の充実について

状況に応じた環境改善に努め、フルデマンドも検討、研究していく



山口　利江　議員

問 定時定路線バスとデマンドバスが運行されており、村民の大切な移動手段となっている。バス停について老朽化や表示の状態、待合環境などを把握しているのか。

答 老朽化しているところもある。全てについて状況が把握できているかというと難しいが、不具合を見受けられるところもある。

定時定路線バスの表示についても、設置から20年近くたち、表示の薄れている部分も承知している。建物及びバス停の表示の全面的な更新や大がかりな改修については、財政面、利用者の減少という部分で厳しいところではある。利用者の皆様に不便をかけず、分かりにくさを感じさせないよう、状況に応じた修繕を行うことが可能な限り、環境改善に努めていきたい。

問 老朽化の程度や利用者数などを考慮して更新して欲しい。今年度中に現状を確認して、優先順位をつけるところまで進める考えはあるのか。

答 今年度中、早い段階で現状把握に努めたいと思う。そこで優先順位という部分はおのずと決まってくるが、利用者の減少や時々の利用者数の変動もあり、そういった部分も加味しなければならない。

問 バス停の表示について、木の杭などに小さく表示されている。デマンドバスを含めた全ての乗降場所について、利用者が一目でバス停だと分かるような表示が必要だと考えている。今後変えていく予定はあるのか。

答 木の杭のバス停は、分かりづらいというご指摘はある。現在は財源という部分もあり、一括更新は難しい。今後はフルデマンド化を見据えて、研究をしていきたい。

『子ども誰でも通園制度』の運営状況と利用者の要望は

現状、１日預かりは難しい



塚原　利彦　議員

問 4月から、スタートした『子ども誰でも通園制度』の現在の運営状況は。

答 生後6ヶ月から3歳未満までの、現在通園していないお子さんが対象で、受け入れ制度には一般型と余裕活用型があり、当村では余裕活用型で在籍定員の空いている枠を利用して受け入れをしている。預かるお子さんは年齢に応じたクラスに入って、在園児と一緒に保育を行っている。現在の利用者は、麻績村在住の2家族だけで5月から利用を開始。利用時間は月10時間までだが、保護者のニーズに沿えるよう今後も努めていきたい。

問 この制度は、他の市町村在住で、お子さんが居る方が、登録すればこちらに帰って来た時などに利用もできる制度である。実際、そうした事例はないか。

答 現状では村外の方の登録はない。

問 現在、利用者は2家族だけとの事だが、この通園制度に関しての要望、あるいはクレーム等はないか。

答 「ありがたい」、「助かる」といった声もいただく一方で「できれば1日預かって欲しい」といった声もあるが、現状の受入れ方式の余裕活用型では、1日預かるのは難しい。

問 この制度の今後の利用の増減見通し等は。

答 今の出生状況からすると、ニーズが伸びてくるという印象は持っていない。子どもが保育園に入所していない状況で、実際の利用がどのくらいあるのか分からない。そのため保育士の確保に、どこの園でも難儀しているという状況を理解してほしい。

村の個人経営の宿泊施設のトラブル対策は

事業者と住民が共存出来る様整備を進めたい



刈間　利恵　議員

問 村の個人経営の宿泊施設の正確な件数と所在地を把握しているか。

答 個人経営の宿泊、民泊は、都道府県、政令指定都市の保健所管轄。農泊は、農林水産省管轄。正確な件数と所在地は、宿泊施設の開業に関する村への提出義務はないので把握はしていないが、観光課の職員が村内宿泊業者の交流会を実施しているので。そこに参加している宿泊施設に関しては把握している。

問 これまでの騒音、ごみ出しなどの苦情は寄せられているのか。

答 県内でも夜間の騒音、ごみ出し、不法投棄など環境悪化に関する苦情が寄せられているが、麻績村においては現在役場に苦情はない。

問 苦情があった場合、担当部署はどこになるのか。

答 住宅宿泊事業法に基づく民泊については、条例により、県または市の保健所が営業許可を出すので、村が直接の窓口の担当部署は今の所ない。騒音、ごみ出しに関する事項は、住民課の環境衛生係で対応する。

問 保健所、警察との連携体制はあるのか。

答 今の所苦情は受けていない。連携体制という形で整備はまだしていない。泥酔しての迷惑行為など危険が伴う場合、駐在所、安曇野署への連絡も考えられる。事業者近隣の住民の皆様共存出来る様働きがけをし、整備を進めたいと考えている。

麻績村の地震と防災の危機管理は

村と村民が協力して安心安全を守っていく



髙野　秀雄　議員

問 村の危機管理体制について、特に地震に伴う村の危機管理は出来ているのか。

答 災害時における、災害対策本部の運営に関する連絡調整及び庶務に関することについては、総務課が担っている。また、それぞれの課においては、任務分担表に基づき、住民の皆様の安心安全に務めた対応を行う。危機管理の設置等については、少数精鋭で行政事務を進めている中においては、大変難しいという部分はあるが、職員が自覚を持って災害時に冷静に対応できるように、防災訓練などを通じて緊急時に備えていく。また、一旦災害が起きると、役場職員においても対策本部にすぐに集まれるかどうかという危機感はある。職員自身も自分の生命を守り、家族を守り、近隣の地域等の対応を図り、そして余裕ができたら役場に集合して対策本部になると思う。職員も自分を守るという自覚を持ちながら、村民全体の保護者であるということも自覚を持ち、今後災害に対処しなければと考えている。

問 防災に対する各課、各職員の任務の役割は出来ているのか。

答 各課において役割は決まっている。職員災害対応マニュアルの中でどう対応をすればいいのか、しっかり決められている。道が寸断したりして、現場に行けない場合もあるので、地域の皆さんで救助が来るまで支えあって待っていただきたい。

聖高原展望台を営業する考えは

試験的に営業する方向で検討したい



中村 まり子 議員

問 聖高原周辺の活性化の具体策として、山頂に設置してある展望台を、期間限定で営業してみる考えはないか。

答 展望台については現在、夏シーズン、冬山のイベント時には開放している。昨年設置したテレビ望遠台も好評で多くの方が利用している。以前、開発公社で営業・販売を行っていたが、現在は行っていない。

問 以前は展望台でコーヒーやソフトクリームの販売を行っていたと記憶しているが、近年は暑い日が多くなり、リフトで頂上まで登っても自販機もなく、飲食ができる場所もないので、「リフトに乗っても魅力がない」というお客様の声を聞く。若者はスライダーに乗る楽しみがあるが、スライダーに乗れないお客様にも、山頂に行って楽しんでもらいたいと考える。聖高原周辺の活性化を図るためにも、行政として何か対策をする考えはないか。

答 今後の営業については、試験的ではあるが、喫茶、食品の販売などを行い、状況によって今後の方針を決定していきたい。

問 実現といっても、毎日開放してもお客様は来ないので、土曜日・日曜日・祝日ぐらいを限定して、7月から9月ぐらいまで営業してみてはどうか。

答 平日は中々営業が難しいので、できれば土曜日・日曜日・祝日等で営業できればと考えている。

守るべき農地、守りきれない農地の考え方は

圃場整備等の公共投資した土地は保全に努めている



飯森 寛志 議員

問 守るべき農地、守りきれない農地、使いきれない農地の当村の考え方は。

答 圃場整備等の公共投資した土地は、農用地区域として指定されているため、保全に努めている。

しかし、圃場整備をした農地も荒廃化が見受けられ、大規模農家の少ない麻績村では、農地の引受け手がなく荒廃化していく傾向である。農業生産性と経営収入の向上が図れれば、また違った環境になるので、農業に取り組む就農者も増えるのではと思う。今後の国の農業政策等に期待する。

問 地域計画も含め今後のスケジュール、ロードマップ作成は。

答 地域の農業経営を支えている所有者、担い手の皆様の意欲に報いるため、現段階では村内のすべての農地を対象とし、現状維持に向けた財政支援と、取組を維持していく方針です。特定の線引きをしたマップ、これを単独で作成・公表するということは今、考えていない。

問 第三者と話し合いをしながら、現団体の法人化に向け、この地域の農業をどう進めていくかを検討中だが自治体の参加意向は。

答 団体の中で、地域農業の今後の確立、振興に向けて、ある程度組織をつくって進めていこうという部分については、行政として中に入り、協力できる部分があれば要請に応じ、協力をしていきたいと思っている。団体もやはり大規模農業機械活用になると、県・国等の補助金活用の場合、窓口は村になるので、団体の中で趣旨がはっきりまとまり、実施をしたいとなれば、相談に応じて村としても、協力できない部分はないと思う。そのような状況になれば村としても協力をしていきたい。

令和7年度 決算審査意見書

令和７年度麻績村各会計並びに公営企業会計の決算及び基金運用状況等審査意見書

★地方自治法第２３３条第２項の規定により、審査に付された令和７年度麻績村一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計の歳入歳出決算及びそれぞれの歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各関係帳簿、証書類並びに同法第２４１条第５項の規定による各種基金の運用状況を示す書類について審査した結果、次のとおりである。

★審査の方法

各会計決算書及び関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算執行が適正かつ効率的になされているか、事務事業が経済的、効率的に行われたかを審査した。また、基金の運用状況は、各基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、目的に沿って適切かつ効率的に運用されているかについて諸帳簿と照合するとともに関係職員から説明を求めながら実施した。

★審査の総括意見

１　審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び決算付属書類は、いずれも法令の規定に準拠して調整されており、計数は正確であり、予算の執行は適正であると認めた。

２　財産及び物品についても、適正に管理され、台帳等も概ね良好に整備されていることを認めた。

３　各基金の管理及び運用の状況は、その目的にしたがい適正に運営され、計数も正確であることを認めた。

★各会計別意見

一般会計

(1)財政収支の状況

歳入決算額
３，７１３，２８５，３７６円

歳出決算額
３，５９４，２９５，８８６円

差引額
１１８，９８９，４９０円

令和７年度決算は前年度と比較すると、歳入が３１８，３９８千円（９・３％）歳出は４１０，２７１千円（１２・９％）とそれぞれ増となっている。

歳入の収納率は９４・６％（前年度９６・４％）収入未済額は２１０，６７９千円で前年比８７，１１９千円の増となった。また、不納欠損額は９５９千円で、前年比１，２２３千円の減となった。

歳出の執行率は総務費、民生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費に翌年度への繰越金があるため９１・７％となっている。

繰越明許が行われ、翌年度へ繰越すべき財源３１，６３３千円を差引いた、実質収支は８７，３５６千円となった。

本年度単年度収支は、前年度実質収支が１００，９７３千円であったため、△１３，６１６千円の赤字となったが、基金積立を１９５，６００千円、取崩しを１７１，６００千円行ったため、実質単年度収支は１０，３８３千円の黒字決算となった。

決算の推移　（単位：千円）

年度	歳入決算額	対前年比％	歳出決算額	対前年比％	差引額	対前年比％
R３	3,570,330	△ 0.29	3,356,669	△ 0.41	213,660	1.4
4	3,408,283	△ 4.5	3,274,037	△ 2.4	134,246	△ 37.1
5	3,883,820	13.9	3,767,799	15.0	116,020	△ 13.5
6	3,394,886	△ 12.5	3,184,025	△ 15.5	210,861	81.7
7	3,713,285	9.3	3,594,296	12.8	118,989	△ 43.5

義務的経費は、前年度に比し９２，１５０千円（９・７％）の増となった。

内訳は、人件費が４１，６５１千円（８・３％）の増、扶助費は５，６５８千円（３・２％）の増、公債費は４４，８４１千円（１６・８％）の増である。

今後とも義務的経費には意を用いていただきたい。

実質公債費比率（３ヶ年平均）

実質公債費比率	令和３年度	5.3％
	令和４年度	5.3％
	令和５年度	6.3％
	令和６年度	6.1％
	令和７年度	6.3％

財政指標である財政力指数は単年度０・１６、３ヶ年平均で０・１６となっている。経常収支比率は79・２で前年度より０・３ポイント下がった。

実質公債費比率は５・９となり、単年度では０・９ポイントの増で３か年平均も６・３ポイント、０・２ポイント増となった、これらの指標及び積立金の状況から見て健全財政を維持しているものと判断する。

歳　入

ア　予算現額に対する収入割合は94・7％、調定額に対しては、94・6％である。款別で調定に達していないのは、村税99・8％、財産収入は70・1％、国庫支出金は71・9％、県支出金83・5％、村債86・5％となっている。

イ　村税の滞納

個人村民税　0円

前年比　5，884円の減

固定資産税　354，700円

前年比　172，400円の増

合　計　354，700円

前年比　172，400円の増

前年度より増となったが、徴収率は99・8％と高水準で滞納整理に対する努力の成果が出ている。

ウ　別荘地貸付収入

現年度調定額は9，149千円、収入済額8，350千円（収納率91・2％）（前年度90・5％）。過年度分調定額9，772千円、収入済額324千円、収納率3・3％（前年度4・8％）となった。

不納欠損処分は92千円執行され、滞納額が9，324千円となり前年度より448千円の減となったが依然として多額である。

歳　出

予算額3，919，188千円に対し、歳出決算額は3，594，295千円、繰越明許費があるため、執行率は91・7％となっている。

款別支出済額及び執行率（予算現額に対する比率）　（単位：千円）

議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	商工費	土木費
38,378	572,540	750,357	77,561	268,938	177,617	492,731
99.3%	80.8%	93.6%	96.0%	77.2%	98.7%	99.0%
消防費	教育費	公債費	諸支出金	予備費	災害復旧費	合　計
122,175	251,154	312,120	530,720	0	0	3,594,295
85.0%	97.0%	99.7%	100%	0%	0%	91.7%

経営管理

ア　予算の執行は、効果調書の内容を精査したところ、概ね効率よく、また適確に行われており、伝票、証書類も整備されていると認めた。

イ　公有財産について、稼働状況等の個別評価を適切、継続的に実施し長寿命化、更新、要否等今後の財政負担を展望し、健全な財政管理が維持されるよう尽力されたい。

ウ　定住促進住宅建設事業も本町地区、桑山地区、明治町地区に整備され、若者の移住定住が進んできている。今後も移住体験住宅の活用や空き家対策を進めるなかで村人口の増加に繋がっていくことを期待する。

エ　農地荒廃化対策については、ＮＰＯ法人による若い農業後継者育成により、自立する地域おこし協力隊員も出ており農地荒廃化の抑制に成果が出ているものの鳥獣被害や農業従事者の高齢化により農地荒廃化が進んできている。

引き続き協力隊員の定住促進に向けた支援も含め、地域農業を元気にする取り組みに期待したい。

オ　ＡＩ活用推進など事業環境の変化が著しい。各施策について十分な検証・評価を行い、ＤＸの推進を図り、住民が実感できる村づくりの実現に努力されたい。

カ　近年頻発する気象災害等について災害に強い村づくりを進められるよう、防災マップの周知や各種防災訓練の実施、意識の向上に努め安全安心施策の万全な取り組みを望む。

キ　小・中学校ともに少子化に伴う学校生活の変化に合わせた保小中一貫教育をさらに深め、子供たち一人ひとりの「個」に寄り添った教育の実践を望む。

国民健康保険特別会計

(1)財政収支の状況

歳入決算額　342，520，596円

歳出決算額　301，789，420円

差引額　40，731，176円

である。

形式収支は40，731千円、単年度収支△5，216千円、実質単年度収支は9，783千円となった。

歳入決算状況は調定額342，892千円に対し収入済額342，520千円で収納率は99・8％である。

歳入の主たるものは、国民健康保険税46，498千円（構成比13・5％）、県支出金226，435千円（構成比66・1％）で、一般会計からの繰入金は21，630千円で、前年度より1，569千円の減となっている。

歳出の主たるものは、保険給付費221，792千円（構成比73・4％）国民健康保険事業費納付金60，407千円（構成比20・0％）である。

支払準備基金は、15，000千円の積立を行い100，004千円となった。

滞納額は前年比13千円の増。引き続き回収努力を望む。

聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計

(1)財政収支の状況

歳入決算額　520，543円

歳出決算額　0円

差引額　520，543円

である。

村所有の別荘地が前年より23区画増え、1，365区画となり、全体の71・1％を占めている。本年度の販売実績はない。

介護保険特別会計

(1)財政収支の状況

歳入決算額　566，139，780円

歳出決算額　495，336，700円

差引額　70，803，080円

である。

歳入の主たるものは、国庫支出金134，995千円（構成比23・8％）、支払基金交付金108，933千円（構成比19・2％）、繰入金79，248千円（構成比14・0％）、保険料78，581千円（構成比13・8％）である。

歳出は、保険給付費379，222千円（構成比76・5％）である。

介護保健支払準備基金は40，000千円の積立てを行い104，095千円となった。

後期高齢者医療特別会計

(1)財政収支の状況

歳入決算額　53，780，916円

歳出決算額　52，665，862円

差引額　1，115，054円

である。

保険料等を後期高齢者医療広域連合に納付することが主たる事業である。

歳入は、医療保険料37，514千円（構成比69・7％）、一般会計からの繰入金15，711千円（構成比29・2％）が主たるもので、

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金49，659千円（構成比94・2％）である。

簡易水道事業会計

令和7年度は、北山水道施設整備事業、市野川浄水場ろ材交換工事、高浄水場膜モジュール更新工事等、施設等の整備に努め、年度末給水人口は2，309人、年間有収水量は251，990㎥で、有収率は83・6％と順調な運営がされている。

収益的収支は、収入総額が128，667千円（税抜）で、これに対する支出総額は163，981千円（税抜）であり、収支差引額は35，313千円の純損失となる。今後、大型事業の北山水道施設整備事業が進んでくるなかで収支バランスの見極めや料金改定・施設の長寿命化計画等を含めた経営戦略の見直しを行い、村民が安心して生活ができるよう、なお一層の事業運営の効率化を望む。

(1) 損益費用　（単位：円 税抜）

収益		128,667,915
	営業収益	56,197,340
	営業外収益	72,470,576
費用		163,981,066
	営業費用	155,742,035
	営業外費用	8,239,031
当年度純損失		△35,313,151
前年度繰越欠損金		△20,802,507
当年度未処分欠損金		△56,115,658

(2)貸借対照表による財政状況

資産の部（円）		負債及び資本の部（円）	
1 固定資産	2,453,816,445	3 固定負債	1,037,564,442
2 流動資産	283,754,913	4 流動負債	70,363,804
		5 繰延収益	1,152,950,724
		6 資本金	531,450,2618
		7 資本剰余金	1,357,778
		8 未処理欠損金	△56,115,658
資産合計	2,737,571,358	負債資本合計	2,737,571,358

下水道事業会計

令和7年度は、道路改良に伴うマンホールの調整工事を実施し、異常時の早期把握と維持可能な維持管理体制に努めた。令和7度末の水洗化率は、91・1％、年間有収水量は203，853㎥となっている。

年間有収水量　（単位：㎥）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年間総配水量	307,000	305,000	302,000	301,500	301,300
年間総有収水量	264,609	263,778	254,398	252,910	251,990
有収率(%)	86.19	86.48	84.24	83.88	83.63

収益的収支は、収入総額が183，204千円（税抜）で、これに対する支出総額は181，170千円（税抜）であり、収支差引額は2，034千円の純利益となった。

下水道事業は維持管理業務が大きなものとなっているので、今後は収支のバランスを見極め、施設の長寿命化計画や使用料改定を含めた経営戦略の見直し、そして安定した事業運営から持続可能な下水事業の維持管理を進め、村民が安心して生活ができるよう望む。

(1) 損益費用　（単位：円 税抜）

収益		183,204,438
	営業収益	42,697,200
	営業外収益	140,507,238
費用		181,170,196
	営業費用	177,497,730
	営業外費用	3,672,466
経常利益		2,034,242
当年度純利益		2,034,242
前年度繰越利益剰余金		44,977,896
当年度未処分利益剰余金		47,012,138

(2)貸借対照表による財政状況

資産の部（円）		負債及び資本の部（円）	
1 固定資産	3,116,422,625	3 固定負債	439,545,827
2 流動資産	210,688,859	4 流動負債	89,804,233
		5 繰延収益	2,442,508,224
		6 資本金	282,998,372
		7 資本剰余金	25,242,690
		8 利益剰余金	47,012,138
資産合計	3,327,111,484	負債資本合計	3,327,111,484

高等学校生徒奨学基金運用状況

新たな貸し出しはない。関係証票と計数を照合した結果、正確であることを認めた。

土地開発基金運用状況

決算年度末現在高

運用の内容			
基金総額	土地等（宅地）		現　金
	面積	基金	
145,859,450円	－㎡	－円	145,859,450円

運用益として200千円の積立をおこなった。

審査のおわりに

麻績村一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の歳入歳出決算書及び効果調書並びに財産、備品、基金、契約、財産援助団体の事業報告又全般にわたる管理等に係る関係書類の提出や説明を受け、審査を終了した結果は、前述のとおり計数に誤りがなく帳簿、伝票、証書類も適性に整備されている。

財政については、実質公債費比率、将来負担比率など基準を大きく下回っていることや基金の状況からして健全財政を維持していると判断できる。

村債の借入残高は、大型事業等の影響により増加傾向が続いている。今後も大型の事業等の実施による起債の借入金額は高い水準で推移する傾向が予想されるため、将来を見据え健全な財政が保たれるよう努めていく必要がある。

また、元利償還金額の増加が見込まれるため実質公債費比率は上昇に転ずると予測される。

今後とも健全な財政運営に配慮するとともに財源を有効に活用し、第7次麻績村振興計画の将来像「〝さらなる飛躍を〟心ときめく麻績村へ」の実現に向けた村づくりに一層の努力を願う。

なお、今後の住民の社会生活、経済情勢の変化に迅速・的確に応える事業展開と住民目線の行政運営を期待し意見書とする。

令和7年度麻績村健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、審査に付された令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について令和8年7月21日に関係書類を審査したので、その結果を下記のとおり意見を付して提出します。

1　審査の概要

令和7年度麻績村一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、村長から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業会計における資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に従って適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

2　審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

3　個別意見

(1)　健全化判断比率

①　実質赤字比率

実質赤字比率は、実質赤字額がないことから、比率は生じていない。

②　連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、連結対象の各公営企業会計のいずれも資金の不足はないことから、比率は生じていない。

③　実質公債費比率

実質公債費比率は、6・3％となっており、早期健全化基準の25・0％を下回っている。

④　将来負担比率

将来負担比率は、充当可能財源が将来負担額を上回っているため、比率は生じていない。

(2)　資金不足比率

各公営企業会計の資金不足比率は、資金の不足がないので、いずれの会計も比率は生じていない。

(3)　是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

私たちはこんな活動をしています

8月
- 国道403号道路整備期成同盟会県への要望活動
- 議会運営委員会
- 木曾義仲ゆかりの会麻績村総会
- 松塩筑木曽老人福祉施設組合議会議員全員協議会
- 議会連絡会
- 東筑議会議員大会
- 例月出納検査
- 介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会

9月
- 議会定例会
- 議会全員協議会
- 総務経済委員会
- 社会文教委員会
- 議会連絡会
- 議会村内現地視察
- 筑北中校庭除草作業ボランティア
- 月の里収穫祭実行委員会
- 青木・麻績インター・新町間県道整備促進期成同盟会県への要望活動
- 例月出納検査
- 町村議会議長会政務調査会
- 社協役員会・理事会
- 松本地域振興局との懇談会

10月
- こども計画策定審議会
- 議会だより編集委員会
- 議会連絡会
- 例月出納検査
- 長野県町村議会議長会定期総会
- 東筑議長会県議会陳情
- 東筑議長会県への要望活動
- 町村監査委員全国研修会
- 松本広域連合常任員会視察研修
- 生坂村70周年記念式典

編集委員

髙野秀雄
中村まり子
飯森寛志
宮下朗

おみ 農業委員会だより
発　行
麻績村農業委員会
編　集
だより編集委員会
第64号



3年間ありがとうございました
第24代農業委員退任の挨拶

●任期　3年間を振り返って

会長　塚原　茂樹

任期の3年間は、前半の業務は定例会や会議と、決まった仕事でしたが、途中からは、麻績村の農業の活性化を図るためということで、サツマイモとトウモロコシの栽培を始めました。

農業委員の皆様のご協力をいただき いろいろな条件の中で栽培を行い、1年目はデータ集めができ、有意義なものとなりました。

今は、2年目の途中であり、昨年の失敗を反省しながら、農業者の収益の増加につながる形ができれば良いと思って挑戦しています。

サツマイモについては、加工用のため形より重量なので、土壌改良にも取り組んでいこうと思います。トウモロコシも、加工しての使用なので、収量の増加に工夫が必要ですから、肥料の使用方法等、関係各所のお知恵を借りしながら、収量増につなげたいです。

最後になりましたが、農業委員の皆様、村民の皆様のご協力をいただき、無事に任期終了を迎えられたことに感謝いたします。

ありがとうございました。

●農業委員会退任のご挨拶

会長代理　若林　茂伸

令和五年七月からの任期中、各委員・事務局・関係機関・担当地区の皆様をはじめ、多くの方々のご指導・ご協力を賜り、大変感謝申し上げます。

就任以前は、自農地の荒廃化防止が主眼であり、農政に対する認識が欠如していた所が多々ありましたが、

各協議会での講演・視察等を含め他の方々・グループのお話をお聞きし、将来の地域農業・農地のあり方を自分なりに考える機会が生まれたと思います。

又、令和七月三月末に皆様のご協力を頂き、地域計画が策定・公示され、本年度以降はブラッシュアップを行う状況となりました。

しかし、全国的な人口減少・農業就労人員の高齢化等課題も多々あり、農地集約化を推し進め、又、農業委員会として麻績村の特産農産物化を目指す試験栽培を開始したなどにより、少しでも耕作放棄地が現状維持できる様に微力ながらでも協力させていただきたいと考えています。

今回は貴重な勉強・経験をさせていただき、ありがとうございました。

●農業委員退任にあたり

二番委員　塚原　廣人

私が農業委員を拝命してからの三年間は、日本の農業が直面する現実と、地域農業の可能性を肌で感じる非常に濃密な時間でした。

就任当初は、農地の権利移動や適正な利用の推進という重責に身の引き締まる思いでしたが、現場での活動を通じて多くの事を学ぶ事が出来ました。委員として地域を回る中で、後継者不足や高齢化による遊休農地の増加と言う、農業経営を取り巻く課題の大きさを痛感しました。私の担当地域でも、耕作放棄地が多く、農業従事者人口の減少は避けられません。若年層の農業就労は期待出来ず、高齢化が進む一方です。

私も若くはありませんが、この三年間で得た経験で地域の農業を守るため、微力ではありますが力になろうと思っています。今後も一人の農業者として地域の一員として貢献していきたいと考えています。

最後に会長、委員のみ皆さんには大変お世話になりありがとうございました。

●農業委員退任のご挨拶

三番委員　前山　裕信

このたび、3年の任期を終え、農業委員を退任することとなりました。在任中は、地域の皆様をはじめ関係各位の温かいご指導とご支援を賜り、大過なく職務を全うできましたことを心より厚く御礼申し上げます。

振り返れば、毎年秋に行う農地パトロール(農地利用状況調査)で目の当たりにした荒れた田畑からは、担い手不足や耕作放棄地など地域農業の厳しい現状を痛感させられました。同時に、このような状況の一因とも思われる農業保護政策について、日本と欧米との違いなど多くを学ぶ機会にもなりました。また、サツマイモ栽培や雑草稲駆除など、事務局が企画する様々な活動に参加できたことは私にとって大変貴重な財産となりました。

最後に、当地域の農業が今後さらに発展いたしますことを心より祈念いたしまして、退任の挨拶とさせていただきます。これまでの多大なるご厚情に、深く感謝申し上げます。

●農業について

四番委員　和栗　由利子

地図を読むのが苦手な私が、3年間農業委員をさせていただきました。大切な職務である「農地のパトロール」では、現場で何度も地図を回して「一体ここはどこだろう?」と頭を悩ませたりしていました。その節は、同じ地区の塚原廣人さん、会長の塚原茂樹さん、役場担当の塚原さんには、特にたくさんのお手間をいただき、ご迷惑をおかけいたしました。

その他の思い出としましては、やはり昨年農業委員のみなさんと実施した「さつまいも作り」です。私がお借りした場所は元々田んぼだったため、水がうまく抜けず「あれ水耕栽培なの?」とよく心配で声をかけられるほど、さつまいもが水に浸っておりました。しかしそれが功を奏したのか?結果的には虫に食われることなく、立派なさつまいもが収穫できましたことは、新しい「和栗農法」を作り出してしまったのかもと、勝手に喜ぶほどでした。

農業委員の皆さんが交わされるお話はいつも大変興味深く、農業の重要性を日々実感しておりました。そして何より、農業関係者皆さんの真剣に農業に取り組まれる姿がとにかく格好いい!生活の「食」という大事な部分を担い、机上の空論ではなく、実際に身体を動かし、泥臭く、試行錯誤しながら作物を生み出す=暮らしを作り出していく姿は本当に力強く、憧れておりました。

結局私の農業委員としてのこの3年間は、周囲にご迷惑をおかけしながら、自分自身が農業を一から学び、格好いい人たちに会いに行くだけだったようにも見えます。しかし決してそれだけではありません！この任期中に、地域で活動する女性農業者を育てる「農村マイスター」の資格を取得いたしました。そして田んぼや畑もはじめました！

中山間地である麻績村の農業への理解が少しずつ深まってきた今、任期中には間に合いませんでしたが、これからの麻績村の農業のことも真剣に考えていきたいとも思っております。

中山間地が多いゆえに大規模農業には向いておらず、大きな観光地に囲まれたこの村で、どうやって少量でも外への流通を作っていくか。また、農地の把握や作りにくい圃場の問題、後継者不足による支え合いなど、しっかりとした組織での仕組みがさらに必要になると感じています。

これらを「課題」と捉えると重く感じてしまうかもしれません。しかし、これは一つの「挑戦」だと思っています。そしてその挑戦も、楽しくなければやる気は起きません。そんな視点も持ちながら、これからも微力かつ地図を回しながらになりますが、麻績村の農業にしっかりと貢献できるよう取り組んでいきたいと思っております。貴重な機会をいただき、本当にありがとうございました。

これからの麻績村の農業の挑戦と発展が、心から楽しみです！

しっかり積み立て、安心で豊かな老後を

国が支える。大きな安心！

農業者年金

3つの加入要件

・20歳以上60歳未満
・国民年金第1号被保険者
・年間60日以上農業に従事

6つのメリット！

1. 少子高齢化に強い「積立方式」
2. 自由な保険料設定(月額2万円～6万7千円)
3. 終身年金で80歳まで保証
4. 税制優遇(全額社会保険料控除の対象)
5. 国庫補助(40歳未満の認定農業者・新規就農者等)
6. 国民年金の付加年金に加入(受給開始後2年で回収可能)

資料請求はホームページから　https://www.nounen.go.jp/

全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

農家の思いを伝え
農業・農村の「未来」を
ともに考えます。

週刊 月4回 金曜日発行

全国農業新聞は地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する週刊の農業総合専門誌です。

購読のお申込みは、農業委員会までお気軽にご連絡ください。

発行　全国農業会議所　https://www.nca.or.jp/shinbun/

農業委員会からのお知らせ

●農地法第3条、第5条の申請の締め切りは、毎月15日です。（15日が土日祝の場合は次の平日）

●例会は毎月下旬(25日前後)に開催しております。

編集後記

ページの関係で今回の退任のご挨拶は前半の皆さんのみの掲載です。次回後半戦をお楽しみに。

第24代農業委員の皆さんお疲れさまでした。任期はこれで終了ですが、これからも麻績村を支えていってください。

新たな25代農業委員も3年間の任期が始まりました。農業を取り巻く情勢は厳しいですが、美しい麻績村を将来に繋げていくために、尽力していきたいと思います。

秋の出来事



ファーストブック



麻績保育園 運動会



おみっこ元気くらぶ通学合宿



筑北中学校 筑北祭



敬老会



松本山雅ホームタウンPRデー